

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	札幌市では、札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成要綱により、ひとり親家庭の母又は父及びひとり親家庭等の子に係る医療費の一部を助成し、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表により、個人番号を利用することができるのは、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの等となっている。 ひとり親医療費助成に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）第2条第1項で定める要件を満たしており、児童扶養手当の支給に関する法定事務等に準ずる独自利用事務である。 ついては、番号法第19条第9号の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1 受給者の資格管理 ①資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。 ②受給者の所得による審査を行う。 ③審査結果として受給者証の交付又は非該当通知書の交付を行う。 ④受給者証の再交付を行う。 2 医療費の助成 ①ひとり親家庭等の親およびひとり親家庭等の子が疾病又は負傷により、保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部を助成する。 ②他の法令等による医療に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。 ③受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合は、返還請求及び債権管理を行う。
③システムの名称	・医療助成システム ・システム基盤（団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名、税宛名） ・中間サーバー・プラットフォーム

2. 特定個人情報ファイル名

ひとり親家庭等医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年度10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。）第4条第1項 別表1 ・番号法第9条第2項及び利用条例第4条第3項 別表2
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第9号 【情報提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、原則本人からマイナンバーの届出を求めることや、住基ネット照会を行う場合には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例として次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・USBメモリを使用して特定個人情報をやり取りする際は、使用簿での管理やパスワードによる保護を徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、マスキング処理をした上で施錠できる書庫等に保管することを徹底する。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」、「札幌市情報セキュリティポリシー基本方針」等に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安 全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、重大事故を防ぐ観点から、発生し得る漏えい等のリスクに対し、例として次のような対策を講じている。 ・USBメモリを使用して特定個人情報をやり取りする際は、使用簿での管理やパスワードによる保護を徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、マスキング処理をした上で施錠できる書庫等に保管することを徹底する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	札幌市では、札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成条例により、ひとり親家庭の母又は父及びひとり親家庭等の子に係る医療費の一部を助成し、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。別表第一により、個人番号を利用することができるのは、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの等となっている。 ひとり親医療費助成に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）第2条第1項で定める条件を満たしており、児童扶養手当の支給に関する法定事務等に準ずる独自利用事務である。 については、番号法第19条第9号の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1 受給者の資格管理 ①資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。 ②受給者の所得による審査を行う。 ③審査結果として受給者証の交付又は非該当通知書の交付を行う。 ④受給者証の再交付を行う。 2 医療費の助成 ①ひとり親家庭等の親およびひとり親家庭等の子が疾病又は負傷により、保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部を助成する。 ②他の法令等による医療に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。 ③受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合、返還請求及び債権管理を行う。	札幌市では、札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成条例により、ひとり親家庭の母又は父及びひとり親家庭等の子に係る医療費の一部を助成し、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。別表により、個人番号を利用することができるのは、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの等となっている。 ひとり親医療費助成に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）第2条第1項で定める条件を満たしており、児童扶養手当の支給に関する法定事務等に準ずる独自利用事務である。 については、番号法第19条第9号の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1 受給者の資格管理 ①資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。 ②受給者の所得による審査を行う。 ③審査結果として受給者証の交付又は非該当通知書の交付を行う。 ④受給者証の再交付を行う。 2 医療費の助成 ①ひとり親家庭等の親およびひとり親家庭等の子が疾病又は負傷により、保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部を助成する。 ②他の法令等による医療に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。 ③受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合、返還請求及び債権管理を行う。	事後	重要な変更に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない(番号法別表第一廃止に伴う変更)
令和6年12月25日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号 別表第二及び利用条例第4条第1項 別表1 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 別表第二 第9項、第57項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第31条	【情報照会】 ・番号法第19条第9号 【情報提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	重要な変更に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない(番号法別表第二廃止に伴う変更)
令和6年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	【人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、原則本人からマイナンバーの届出を求めることや、住基ネット照会を行う場合には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例として次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・USBメモリを使用して特定個人情報をやり取りする際は、使用簿での管理やパスワードによる保護を徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、マスキング処理をした上で施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う新規記載
令和6年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	【最も優先度が高いと考えられる対策】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【当該対策は十分か【再掲】】 十分である 【判断の根拠】 個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」、「札幌市情報セキュリティポリシー基本方針」等に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、重大事故を防ぐ観点から、発生し得る漏えい等のリスクに対し、例として次のような対策を講じている。 ・USBメモリを使用して特定個人情報をやり取りする際は、使用簿での管理やパスワードによる保護を徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、マスキング処理をした上で施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う新規記載